

おり、年金財政としての積立金の意義について十分議論されたわけではなく、むしろ社会開発資本としての積立金の位置づけが強かった。

特に 1960 年代の公的年金の積立金は、財政投融资の財源として、任意性が高く民間金融機関との競争関係にある簡易保険や郵便貯金よりも安定した財源として期待されて、将来（1980 年）には公的年金の積立金が財政投融资の中核になると予想されていた<sup>42</sup>。公的年金積立金は、その多くを社会資本整備に、そしてその一部を還元融資として福祉施設の資金に配分された<sup>43</sup>。しかし、高度経済成長の終了や社会資本整備が飽和状態になると、公的年金積立金を自動的に財政投融资資金にする必要がなくなり、積立金の運用は、厚生労働省が主体に金融市場で運用することになった。

### （1） 財政投融资資金としての公的年金積立金

大蔵省は 1950 年代後半から 70 年代にかけては予定利回り 5.5%を上回る運用利回りを保証していたが、積立金をどのように使うかは、厚生年金発足以来、厚生省と大蔵省の間の懸案事項であり、両省庁の妥協のなかの位置づけとなった<sup>44</sup>。

積立金を財政投融资（戦争中は大蔵省預託部資金）に使うことは労働者年金成立時<sup>45</sup>に決まったが、同時に労働者福祉のための融資（還元事業）も行われることになった。

戦後は、一時期、GHQ の指示（昭和 21 年 1 月 29 日総司令部覚え書き）により預金部資金の運用は国債、地方債の消化に限定された、還元事業は廃止された。

### （2） 還元融資の意義

1951 年の資金運用部資金法により預託部資金が資金運用部に改編された際には還元融資は回復しなかったが、拠出者である労使からの還元融資への意見が強くなり、1952 年より還

<sup>42</sup> 産業計画会議編（1969）p115。

<sup>43</sup> 公債の保有という形式もとられた。積立金が公債を保有しても、民間資産を保有しても経済に与える影響は同等である。ただし、膨大な積立金の存在が、公債発行すなわち政府の過大な支出を誘発しているのならば、経済に与える影響は異なる。

<sup>44</sup> 統合運用の意義について、中川(1995)は①資金量が大きくなり安定的な運用が可能になり、単なる利潤動機から飛躍して積極的な財政資金の配分としての役割をもち、社会資本の整備に寄与する、②統合運用により重複投資がなくなるように調整が可能になる、③財政金融政策との整合性が可能になる、④資金管理に関する行政組織上の重複を避けることが可能になる、といったことを列挙している。公的年金積立金の資金運用部預託・統合運用の是非についての議論は 1961 年の資金運用部資金法改正時に行われた。これは統合運用を主張する大蔵省と成長資金としてこの積立金を財投で利用しようとした財界と厚生省、社会保障制度審議会、自治体や社会党を中心とする野党の分離運用の対立であった。この時の論点については竹原(1988)が詳しい。また公的年金積立金の性格についても見解が分かれている。深尾(1998)は公的年金積立金の性格については、政府は法改正を前提としているため「道徳的債務」を負っているに過ぎないとしている。小林（1995）は「年金勘定の積立金は責任準備金とは異なるもので、単なる歳出歳入の現金余剰の累計に過ぎない」としている。こうした考え方は年金が賦課方式であるという前提のもとであり、積立金の性格に有償性が無いという考えに基づくものであろう。

<sup>45</sup> 年金積立金の使途を明確にするため、資金運用部資金の運用に郵便貯金等と年金資金等の資金区分別の使途別分類表が設けられた。また、財政投融资計画の審議を行う資金運用部資金運用審議会に年金制度の意見が反映されることになっていた。こうした財政投融资と年金積立金の関係は、戦争中成立した労働者年金から成立しており、上記のような方法を朝鮮方式（朝鮮における簡易保険と財投の関係に由来する）と呼ぶ。この経緯については、藤本勝規（1998）を参照せよ。具体的な、厚生省と大蔵省の間の取り決めは、「労働者年金保険特別会計余剰資金および積立金の取り扱いに関する大蔵大臣と厚生大臣との協定」という形でまとめられた。

元融資が再開された<sup>46</sup>。当時の世論は、積み立てられた労働者の保険料が産業資本形成に使われるべきではないという論調が強かった。こうした動きを反映し、還元融资本格化への動きが進んだ。

還元融資が本格化したのは、資金運用部資金法改正後に成立した 1961 年年金福祉事業団成立後である<sup>47</sup>。

### (3) これまでの公的年金積立金運用の評価

公的年金の積立金の運用について、これまでの評価は次のようにまとめることができる。

- ①厚生年金の積立金は、1960 年代半ばで、経済成長を 1%から 2%程度高めた<sup>48</sup>。
- ②社会福祉施設への財政投融资は、社会保障における医療分野・高齢者介護分野の現物サービスの基盤整備に寄与した部分もある。
- ③財政投融资の配分が地方、とりわけ所得水準が低い地域に重点的に配分されて、地域間再分配の役割を果たした<sup>49</sup>。

しかし、1960 年以降の積立金の運用方法については、

- ①収益性のある社会資本整備がいずれ飽和状態になる
- ②予想されたように国民の貯蓄が、郵便貯金から民間銀行へとシフトせず、財政投融资資金が過剰に供給される

といった将来の可能性が十分見通されていなかったのではないかと。

## 3. 2004 年年金改革と保険性の回復

2004 年年金改革の意義を現時点で評価することは困難であるが、その改革のインパクトから、中長期的な移行過程の一環、あるいはそのスタートとして 2004 年年金改革を評価してみよう。

### (1) 2004 年年金改革と年金財政の状況

今回の年金改革のインパクトは、図表 10 のような厚生年金財政の資産・負債という面から見るとよくわかる<sup>50</sup>。

<sup>46</sup> 1952 年より財政投融资計画に還元融資が計上された。その対象は 1950 年代前半までは住宅、病院に限定されていたが、次第に広がり休養施設、会館、体育館、老人ホーム、母子施設、老人クラブというように広がっていった。

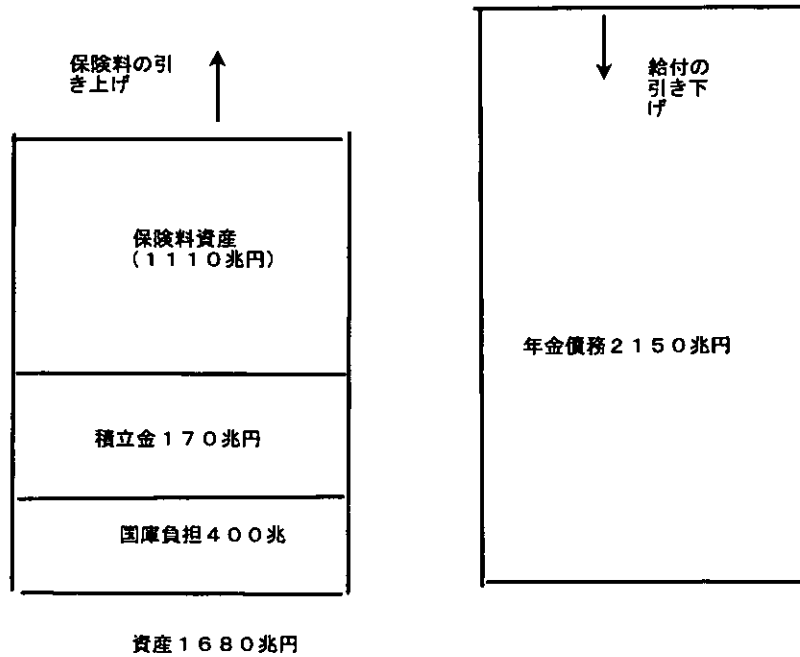
<sup>47</sup> 年金福祉事業団設立以前から、厚生年金積立金の還元融資は地方債の引き受けという形で地方公共団体に資金を供給し、事業主が地方公共団体から転貸の形で資金の供給を受けるというで行われてきた。また 2002 年 4 月より地方分権一括法により国民年金保険料の徴収が国の直接執行事務になるまでは、市町村に対する還元融資と市町村の検認率をリンクする運用がなされていた。

<sup>48</sup> 産業計画会議編 (1969) p125.

<sup>49</sup> 都市部においては、不足しがちな社会福祉関連の社会資本整備に重点が置かれ、地方においては、産業基盤型の社会資本整備に重点が置かれた。産業計画会議編 (1969) p119.

<sup>50</sup> 図中の数字は 1999 年年金改革時に公表されたものであり、2004 年時点の数字ではない。

〔図表 10〕 厚生年金の資産と債務



ただし、給付水準に所得代替率 50%という下限を設定したことにより、債務の圧縮に歯止めをかけてしまったことがどのような影響をもたらすかという点は重要である。

積立金の性格も変化した。積立金を長期的に取り崩し 95 年後の 2100 年には 1 年程度にするという有限均衡方式が導入されたため、5 年後の財政検証において、2105 年の 1 年分を確保する必要がある。しかし、少子高齢化が今のままの水準で続くと、期待できる積立金は不十分になり、年金財政の資産・債務のバランスは崩れることになる。そうなれば、保険料の引き上げと上限を固定していることから、給付のさらなる引き下げが必要になってくる可能性もある。

## (2) 保険性の回復と概念上の拠出建て

もう一つ、スウェーデンの年金システムと比較すべき点は、拠出建てか給付建てかという点である。概念上の拠出建ての方式は、積立金を十分保有しないという点で、一義的には、マクロ経済的には賦課方式と何ら異なるところはないように見える。しかし、概念上の拠出建てと給付建てでは、家計や企業といったミクロ経済主体に与える影響が異なる。

拠出建ては、現役時から自分名義の年金資産の蓄積状況がチェックできる点で優れている。個人勘定で、自らの年金資産額が確定できれば、その取り崩し方は各人の自由となり、老後の就業選択に対して中立的になる。さらに老後の就業継続によって年金資産を追加蓄積できるため、老後も就業する意欲が高まり、結果として年金財政や経済成長にも寄与する<sup>51</sup>。

日本は、保険料引き上げの途上であり、概念上の拠出建てと自動調整機能の導入には工夫が必要であろうが、給付と負担の関係を明確にするという形で保険性を回復するという視点は重要であろう。

<sup>51</sup> 概念上の拠出建てには多くのデメリットも指摘されている。この点については次年度の研究課題とする。

もちろん、日本においては非被用者の所得把握が困難である等年金部会が指摘した所得比例一本化についての困難な問題があるとともに、Ⅱ3. (3) で指摘するような課題があるので、スウェーデンモデルをストレートにわが国に導入することはできないが、今回の年金改革終了後における制度の強化に向けた検討の参考として貴重なものと言える。

## 参考文献

- ・ 大蔵省財政史室編(1997)『昭和財政史 国債』東洋経済新報社.
- ・ 厚生省年金局(不明)『積立金の管理運用の経緯』.
- ・ 小林俊之(1995)「年金・医療保険と特別会計制度」『証券研究 VOL106』.
- ・ 産業計画会議編(1969)『財政投融资と社会開発』経済往来社.
- ・ 社会保障研究所(1967)『年金積立金運用の原理と運用方針』.
- ・ 竹原憲雄(1988)『戦後日本の財政投融资』.
- ・ 中川雅治(1994)『財政投融资』財団法人大蔵財務協会.
- ・ 藤本勝規(1998)「時を継いで」『企業年金4月号』.
- ・ 深尾光洋(1998)「財政投融资制度の概観と問題の所在」『財政投融资の経済分析』岩田一政・深尾光洋編.
- ・ 山中尚(1995)「政策金融と財政投融资」(『経済分析140号』平成7年9月).

# 第3章 諸外国における年金改革及び制度体系変更にあたっての諸課題

有森 美木  
山本 克也

## I. 諸外国における年金改革—年金改革の類型

有森 美木

### 1. はじめに

日本のみならず諸外国、特に先進各国は、少子高齢化と経済成長の鈍化という共通した問題を抱えている。この背景には出生率の低下と、死亡率の低下による平均余命の伸長や経済の成熟化がある。少子高齢化による人口構造の変化は多くの国で共通して見られる現象であるが、とりわけ、日本、イタリア、中国などにおいては、その変化のスピードが非常に早くなっている。少子高齢化等により、現在、および、将来の公的年金の年金財政は逼迫することが想定されており、特に先進国における社会保障年金制度改革の最終的な目標は、制度の安定化を図りつつ、目標とする給付水準を維持することにあるようである。

本節では、年金財政の赤字を解消するために、各国では年金改革をどのように行っているのかを、年金改革の類型論 (typology) という観点から、パラメトリック (parametric) な改革とパラダイマティック (paradigmatic) な改革について整理する。まとめとして、日本における年金改革の方向性を、タイポロジーという観点から考察する。

### 2. 年金改革の類型

年金改革については、パラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の2つの観点からみると分かりやすい。パラメトリックな改革とは、現行の年金制度体系を維持することを前提に、保険料率の引き上げ、給付削減等、年金制度に係るパラメーターを変えるという改革手法である。パラダイマティックな改革とは、年金制度体系そのものを変更する改革をさす。

OECD 諸国に代表される多くの先進諸国では、第二次世界大戦以前に100%賦課方式の確定給付 (Defined Benefit : DB) の社会保障年金制度を導入し、1950—60年代を通じて、高度成長を背景に制度の拡充がなされ、給付水準の引き上げとともに保険料率も引き上げるといったパラメトリックな改革が図られてきた。しかしながら、少子高齢化や経済成長の鈍化により、20世紀末の年金改革では、年金財政を維持するための社会保障年金改革が求められるようになり、パラメトリックな改革だけではなく、パラダイマティックな改革が実施あるいは検討されてきた。このような傾向には、①予想以上に急速に進む高齢化の中で、保険料の引き上げ・給付引き下げという従来のパラメトリックな改革は、短期的に追加的な措置を必要とされることが想定されるため行き詰まり感があること、②保険料引き上げや給付引き下

げという改革自体、政治的に好まれないこと等の理由によるものと考えられる。特に、政権交代によって新しい年金政策を打ち出す必要がある場合、従来の手法から目先を変えるために、後述するようなパラダイマティックな改革が、スウェーデン、ドイツ、イギリスなどで実施され、アメリカなどで検討された。

以下、パラメトリックな改革手法とパラダイマティックな改革手法にどのようなものがあるのかを整理し、各国の事例を紹介する。

### (1) パラメトリック (parametric) な改革

パラメトリックな改革として、①保険料の引き上げ、②給付削減、③支給開始年齢の引き上げ、④新たな財源の投入、が挙げられる。

#### ① 保険料の引き上げ

賦課方式の年金の財源を増やすための一手段として、保険料の引き上げがある。特に年金制度があまり成熟していない場合は、保険料の引き上げは比較的実行しやすいが、制度が成熟化し、公的年金への依存度が高い国では、すでに政治的に受け入れられると見なされる限界に近づいている<sup>52</sup>。これに対し、日本とドイツでは、将来の保険料の上限を設定する動きが見られる。日本の2004年年金改正法案では、厚生年金保険の最終的な保険料率の上限を18.30%、ドイツの2001年改革では2020年まで19.7%、2030年まで21.9%水準を維持するとされている。

#### ② 給付削減

給付削減には、所得代替率という指標にみられるような目標とする給付水準を引き下げる、スライドの変更によって給付が引き下がるように調整を行うこと、フルペンションの受給要件を引き上げること等の方法がある。

目標とする給付水準を引き下げる改革は、日本の2004年年金改正法案では、標準的な厚生年金(夫婦の基礎年金を含む)の世帯の給付水準を、現行の現役世代の平均的収入の59%から、将来的に少なくとも50%を上回るものとする事とされ、ドイツの2001年改革では、代替率を現行の70%から2030年までに64%へ段階的に引き下げる事とされた<sup>53</sup>。

スライド調整による給付削減という手法を早期に採用した国は、1980年のスイスで、賃金スライドから物価と賃金の変動の中間をスライドに適用するように変更した。スペインでは、賃金スライドから物価スライドへの変更が行われた。この他、イギリス、ドイツでもスライドの変更が行われている。日本の2004年年金改革法案においても、マクロ経済スライドという新たなスライド方法の導入が織り込まれている。

フルペンションの受給要件を引き上げる改革は、イタリアで行われている。

また、(2) パラダイマティックな改革と関連した給付削減の改革として、公的年金をス

<sup>52</sup> 例えば、ドイツでは保険料負担の上限は20%程度と認識されているようである。

<sup>53</sup> 給付水準と保険料負担(以下、「給付と負担」)は同時に考えられるものであるが、議論の切り口を給付水準からまず考え、必要な保険料を算出するという給付志向(給付オリエンテッド)と、負担可能な水準をまず考え、そのまかなえる範囲で給付を考える負担志向(負担オリエンテッド)がある。1990年代から、世界的に公的年金の制度改革が行われているが、改革の主導理念の一つは、「給付志向」から「負担志向」へのパラダイムシフトである。負担志向の改革は、ドイツ(2001年)、スウェーデン(1999年)、日本の2004年年金改革法案等に見られる。

リム化し、私的年金のウェイトを高めることを目的に、任意加入の確定拠出個人勘定 (Defined Contribution : DC) を導入するという改革が行われている。

### ③ 支給開始年齢の引き上げ

支給開始年齢の引き上げは、多くの国で実行、あるいは検討されている手法である。年金財政の観点から見ると、支給開始年齢の引き上げによって、給付費が削減され、さらに保険料収入が上昇する可能性も少なからずある。すなわち、退職後の平均余命期間、あるいは、退職後の受給期間と就業中の拠出期間との比を改善する手段と解釈できる。この比を維持しようとするれば、支給開始年齢を頻繁に改訂することが想定されるが、頻繁な改訂は現実的には困難であると思われる。

イギリスでは、性別によって支給開始年齢が異なっていたが、女子の支給開始年齢を、2010年から2020年にかけて、段階的に60歳から男性と同じ65歳に引き上げている。ドイツでは、受給できる最低年齢を、男子について63歳から65歳(2001年から2009年)、女子について60歳から65歳(2001年から2018年)へ引き上げている。イタリアでは、2001年までに、男子について55歳から60歳、女子について50歳から60歳に引き上げられ、その後、65歳まで引き上げられることになっている。アメリカでは、2022年までに退職年齢を65歳から67歳へ引き上げることとしている。スイスでは、女子について、62歳から男性と同じ65歳へ引き上げを行っている。日本においても、特別支給の老齢厚生年金について、男子は2014年までに、女子は2019年までに、60歳から65歳に引き上げられている。

このように、支給開始年齢の引き上げは、各国により程度に差があるものの、段階的に実施され、支給開始年齢が男女によって異なっていた場合には同じ年齢にするように改革が行われている。

### ④ 新たな財源の投入

労使が負担する保険料率を変えずに年金財源を調達するためには、国庫負担の引き上げ、あるいは導入という手段がある。国庫負担の割合を引き上げる例として、日本の2004年年金改正法案で記述されている、基礎年金の国庫負担割合を現行の3分の1から2分の1へ引き上げる例がある。国庫負担の財源は、一般財源から調達する場合とドイツの環境税に見られるように目的間接税から調達するケースが見られる。フランスでは、所得を課税ベースとした社会保障目的税(一般社会拠出金)を91年に導入し、93年からその一部が無拠出の最低保障年金の財源となる老齢連帯基金に充当されている。スイスでは、消費に対して課す付加価値税が導入され、社会保障給付費に充当されている。ノルウェーでは高齢化への対応として、油田からの収益を積立している<sup>54</sup>。

また、保険料収入よりも給付支出が上回る場合に備えて積立金を保有している国があるが、この積立金を取り崩し、年金給付に充当するという手法もある。日本の2004年年金改正案の中にある有限均衡方式の採用もこれに分類されよう。

---

<sup>54</sup> ノルウェーでは、90年、油田からの収益を原資とするノルウェー政府ペトロリアム・ファンド(The Norwegian Government Petroleum Fund)が設立された。このファンドは、高齢化への財政的な対応を設立の目的の一つとしており、将来の年金給付費に使われることが想定される。管轄は財務省、資金の運用は中央銀行であるNorges Bankが行っている。

なお、(2) パラダイマティックな改革に関連した財源に関する改革として、財政方式を社会保険方式から税方式へ転換することや、スウェーデンの最低保障年金のように国庫負担の投入先の範囲を変更することが挙げられる。

## (2) パラダイマティック (paradigmatic) な改革

パラダイマティックな改革として最近注目が集められている手法は、確定給付年金 (DB) から、みなし拠出建て方式 (Notional Defined Contribution: NDC) や確定拠出個人勘定 (DC) の体系に移行する考え方である。

NDC や DC は、理論上、DB よりも、①経済・人口構造の変化による国の年金財政負担増のリスクが軽減されること、②拠出と給付のリンクの強化によって拠出インセンティブの向上が期待されること等の理由により、前述した、年金制度の安定化、目標とする給付水準の維持といった年金改革の最終的な目標を達成する一手段になるものとして注目されている。また、DC や NDC は、退職後所得を若い世代からの移転に頼るという世代間扶養よりも自己責任によって賄いたいという現代の時代風潮にも見合うものである。ISSA(1998)は、賦課方式から積立方式への移行には、拠出と給付のリンクを強化することが社会的に求められていること<sup>55</sup> が一要素になっていると指摘している。

一方、Daykin(2000)が指摘するように、賦課方式から積立方式への転換は、人口構造の変化の問題を自動的に解決するものではない点にも注意が必要であろう。

### ① NDC (賦課方式)

NDC を導入した代表的な例はスウェーデンの 99 年改革<sup>56</sup> である。スウェーデンの他に、イタリア、ポーランド、ラトビアにおいても、NDC が導入されている。

NDC とは、拠出建て、賦課方式の制度である。拠出段階に注目すると、概念上 (Notional) の個人勘定が設置され、現役期間に拠出した保険料とみなし運用利回りに基づいて個人勘定残高が累積・記録される。拠出する保険料は、通常、固定化され、適用される金利 (みなし運用利回り) は、市場金利ではなく、GDP 成長率 (イタリア) や賃金上昇率 (スウェーデン) のような指標が適用される。一方、給付段階に注目すると、運営は賦課方式で行われ、給付額の算定にあたっては、平均余命等が勘案される。「Notional」という意味は、個人が実際には積立金を保有しない点や、運用を行わない点にある。この他、NDC は通常、老齢年金しか提供しない制度である点や、支給開始年齢が柔軟になっている点も特徴となっている。スウェーデンの 99 年改革でも、遺族年金、障害年金は老齢年金制度から分離されており、

<sup>55</sup> 国の年金制度において、なぜ拠出と給付のリンクの強化が求められているのかについては、公的年金と企業年金の役割の違いは何かという点も踏まえて、十分検討する必要がある。

<sup>56</sup> 日本においてもスウェーデンの 99 年の年金改革に注目が集められており、とりわけ NDC に注目が集められているが、スウェーデンの改革では NDC と DC と組み合わせて導入されている点に注目することが重要であろう。スウェーデンの 99 年改革の特徴として次の点が挙げられる。

- ① 従来の 100%DB・賦課方式 (1 階は定額、2 階は報酬比例) の制度体系から、NDC・賦課方式 (保険料の 16% を充当) と DC・積立方式 (保険料の 2.5% を充当) を組み合わせた制度体系に変更。また、税財源による最低保障年金も導入。
- ② 積立部分 (DC) への拠出割合を少なくすることで、二重の負担を回避。
- ③ 予想外の経済・人口の変動に対応するために、自動均衡機能 (Automatic Balance Mechanism) を導入。なお、自動均衡機能はスウェーデン特有のものであり、他に NDC を導入した国でこのようなものを導入した例は見られないようである。



支給開始年齢についても退職年齢を本人が決められるようになっている。

## ② DC 個人勘定（完全積立方式）

DC 個人勘定を導入する方法には、社会保障年金（国の年金制度）の一部に導入する手法と、私的年金の部分に強制または任意に導入する手法の2つがある。

前者の例に、前述した99年のスウェーデン改革がある。この他、アメリカのクリントン政権・ブッシュ政権において、現行のDBの社会保障年金の一部にDCを導入する案が議論された。社会保障年金について、賦課方式から一部に積立方式を導入する利点は、人口構造の変化に対し、財政的なバッファを持ちうることがあげられる。

私的年金の部分にDC個人勘定を導入するケースには、チリなどの中進国に見られる民間による強制加入の制度（Private Mandate）<sup>57</sup> と、自助努力で老後所得の準備を推進させるために任意加入の制度を提供する方法<sup>58</sup>（ドイツのリースター年金<sup>59</sup>、イギリスのステークホルダー年金<sup>60</sup>）がある。いずれの場合でも、規制・監督の整備が重要となる。

Private Mandate の制度が普及した例としてオーストラリアが挙げられる。オーストラリアには1階部分に税方式・ミーンズテスト付きの年金制度があるものの、より豊かな老後生活をおくるためには、自助努力による準備が不可欠となっていると言える。

任意加入の制度を導入したドイツでは、その導入目的が、公的年金の給付水準が引き下がる分を代替することにあることを明示している点が注目に値する。任意加入のDCの導入時に強制にすべきという議論があった。制度導入後、手続きの複雑さ等によって、制度があまり普及していないこともあり、現在も制度普及のためには強制化することが必要という意見もある。

任意加入の制度のもう一つの例としてイギリスのステークホルダー年金が挙げられる。ステークホルダー導入後の評価については賛否が分かれているが、あまり普及していないという見方が有力なようである。

任意加入の個人勘定の分類に、日本の確定拠出年金制度（企業型・個人型）も分類できると考えられる。ドイツ、イギリス、日本、いずれのケースでも、このような任意加入の個人勘定は規模が小さく、景気低迷もあってあまり普及していない。日本でも現行のDC制度の改訂や、同様の制度を導入する場合は、どうすれば普及するのかを検討する必要がある。2階部分のDCを普及させるには、強制にすることがポイントの1つになりうるのかどうかについても、十分検討される必要がある。

---

<sup>57</sup> Private Mandate の歴史は、1950年代からマレーシア、インド、シンガポール、アフリカ、カリブ海諸国、等の後進国・中進国で導入された、一時金払いタイプのプロビデント・ファンドに始まる。年金払いタイプのDCの個人勘定は、81年チリで初めて採用され、その後、世界銀行によって、チリの制度が後進国だけではなく先進国においてもモデルとなると推奨されたこと等を背景に、ラテンアメリカ諸国（コロンビア、アルゼンチン、ペルー、ウルグアイ、メキシコ、ボリビア、エルサルバドル）や中欧・東欧（エストニア、ハンガリー、ラトビア、ポーランド）で導入された。そして、特に90年代半ばより、先進国においてもDCの個人勘定が導入された。

<sup>58</sup> 任意加入のDCを導入する場合は、加入を促進するために政府の奨励（マッチング拠出、税制優遇、等）を行うことが多いが、ポーランドのように政府の奨励のないケースもある。

<sup>59</sup> リースター年金の特徴は、拠出上限を段階的に引上げること、政府の奨励は低所得者や育児従事者に手厚くなっていることにある。

<sup>60</sup> ステークホルダー年金は、私的年金はコストが高いことを受けて、手数料の上限を資産の1%に設定している点が特徴となっている。政府奨励もあり、中・高所得者向けの自助努力のスキームとなっている。

世界的に見ても、近年の年金改革では、年金制度に積立部分をどのように入れるかを考慮することがポイントの一つになっているようである<sup>61</sup>。

### ③ 賦課方式の公的年金の役割

②で述べた通り、1階の賦課方式の公的年金の一部、あるいは2階部分に、積立方式の要素を取り入れる改革が実行・検討されている。シンガポールのようにDC個人勘定しかない国や、ニュージーランドのように税方式による給付のみを行っている例もあるが、多くの国では、1階部分に社会保険方式による賦課方式の社会保障年金があり、積立部分を部分的に導入することはあっても、一方で賦課方式による社会保障年金制度を維持する方向にあるようである。その理由の一つとして、賦課方式では給付額をスライドによって調整することができるが、積立方式の場合はそれが難しい点が指摘できるであろう。

長期的な年金財政が逼迫することが想定される中で賦課方式を維持するためには、従来のスウェーデンや北欧等の福祉国家と言われる国で見られた、公的年金を中心とし私的年金は老後所得保障の補完とする考え方から、①公的年金、企業年金、個人年金・貯蓄の3本柱で退職後所得を準備するというmulti-pillarの制度体系という考え方や、②1階部分の賦課方式の基礎年金を、退職前の所得の一定割合を保障するという所得代替機能（保険原理）よりも、保障をミニマムに抑えるというセーフティネット（扶助原理）としての制度設計とすることへ変更すること、が選択肢となるのではないかと思われる。

multi-pillarの制度体系は、スイス、ハンガリー、ポーランドで導入されており、また、世界銀行（以下、世銀）<sup>62</sup>が1994年に公表したレポートで推奨している体系である。リスク分散の観点からすると望ましい制度体系と言えるであろう。

賦課方式の公的年金をミニマムに抑えている例として、イギリスの1階部分の定額給付、アメリカの低所得者に対して給付率を優遇するベンドポイント制度がある。また、世銀が推奨している制度体系の第1の柱も、定額給付でミニマムなものにするというものである。このような国では、公的年金の役割をミニマムに抑える一方で、企業年金、個人年金を重要視している。

## 3. まとめ—日本における年金改革の方向性

### (1) 日本における年金改革の類型

本節では、年金改革の類型別に各国の事例を紹介した。パラメトリックな改革はさまざまな国で行われており、パラダイマティックな改革の代表例としてスウェーデンの99年改革

<sup>61</sup> Holzmann(1999)は、完全積立制度への移行には、①賦課方式制度の債務が比較的小さく、非積立制度の改革に対する信頼性が低い、②民営化への移行コストを負担する十分な財政力がある、という一定の条件が見受けられ、これらの条件はチリ方式の改革（民営のDC個人勘定の導入、連邦財政の大幅黒字を使って民営化を実施）を採用したボリビア、メキシコ、カザフスタンに当てはまると指摘している。完全積立方式の年金制度の導入は、新たな貯蓄や投資を創造し、かつての中進国・後進国がDC個人勘定を導入した時のように、経済成長へ資するという点でも注目されているようである。また、Daykin(2000)は、賦課方式の制度を維持するのが困難なため、将来の給付を約束するのが難しい場合や、将来のさらなる経済発展が見込めない場合に、積立方式の年金制度が魅力的になると指摘している。

<sup>62</sup> 世銀は、1994年に発表した“Averting the old age crisis”の中で、退職後所得保障の3本柱の案を提案した。第1の柱は定額基礎年金（ミーンズテストあり、または、なし）、第2の柱は民営の強制的なDCの個人勘定、第3の柱は任意の私的年金・個人貯蓄、となっている。

が注目されていることが分かった。また、パラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の中間に配置される改革例として、ドイツの 2001 年改革が該当する。ドイツの年金改革は、公的年金・私的年金改革を同時に行い、公的年金中心から multi-pillar の年金制度体系に向けた第一歩を踏み出したと言えるのではないかと考えられる。

日本の年金改革を見ると、2004 年 2 月に国会に提出された年金改革法案は、現行の年金制度体系を前提としており、パラメトリックな改革案となっている。しかしながら、2003 年 11 月に厚生労働省から出された厚生労働省の次期改正案「第 2 章 制度体系について」の中では、「現行の体系以外に、①基礎年金を税方式とする体系、②一本の所得比例年金に税財源の補足的給付を組み合わせる体系などの議論がある」「長期的な制度体系の在り方については、議論を継続していく」と述べられており、2004 年改正において、制度体系の変更についても全く議論されなかった訳ではないことがわかる。

総じて、日本ではパラメトリックな改革とパラダイマティックな改革の中間、あるいは混在した状況にあると言える。そして、この次の年金改正では、パラダイマティックな改革についても十分に議論を重ね、実行に向けた現実的な段階を経ることが必要であると考えられる。

## (2) 年金改正の評価基準の必要性

制度改正を行うには、その改正が望ましい選択肢であるかどうかを判断するために、社会保障制度の評価基準を用いた議論が必要である。このような議論は日本ではあまり行われていない。海外における評価基準の議論には、例えば、アメリカの 1990 年代半ばのクリントン政権時代に、大統領の社会保障諮問委員会（1994-1996 Advisory Council on Social Security）において提示された、社会保障制度を評価する 6 つの基準<sup>63</sup> 等がある。評価基準の中でも優先順位が高いものは、第一に給付の十分性、第二に制度の持続可能性が挙げられるようである。

第 5 章のシミュレーションのように、複数の制度体系の変更案を検証する際には、評価基準を用いて各案を評価し、横並びで比較・検討されることが必要である。

---

<sup>63</sup> 6 つの評価基準は、下記の通りである。

- ① 退職後所得は十分であるか
- ② 障害、片働き世帯主の死亡、予想外の早期退職や長生きによる、所得変動への保険となっているか
- ③ 市場の効率性を損なうことはないか
- ④ 生涯にわたる拠出と給付の公平性は確保されているか
- ⑤ 個人及び国民の貯蓄を高めるか
- ⑥ 国の年金財政の健全性を強化しうるか

## II. 制度移行時に想定される課題

山本 克也

### 1. 問題の所在

現在の福祉政策の大部分は戦後まもなくの間に整備され、個人の経済的背景やニーズの詳細に対応したモノではない。言い換えれば、日本全体が”食うや食わず”の状況におかれており、制度の整備自体が急務であった時期に整備された。もちろん、様々な見直しの必要はあったが安定した経済成長の過程においては給付体系の見直しや負担の引上げといった制度を支えるのに必要な改革を政治決定の場に乘せることは困難であった<sup>64</sup>。

わが国の社会保障制度にはいくつかの問題点があるとされる。その代表的なものは世代間の不平等問題である。しかし、この不平等問題は過去の経済成長、オイルショックを契機とした物価の構造変化、少子高齢化の急速な進展等々、世代間の不公平を過大に評価してしまう要素が多い。いわば”感覚”としての世代間不公平論があまりにも多い。その中でも年金制度に限っては、いわゆる生涯拠出と生涯給付の比率（収益率）をとって数理的考察されるが、この指数とて保険数理的には別の解釈もありうる。経済学、とくに財政学の”声高さ”に他の問題が見過ごされている。

本節と第5章においては、あたらしい年金制度を考え、本節では制度以降時の問題点を第5章では簡単な試算を試みる。

わが国の年金制度の問題点は1) 諸外国においては問題となっていないもの（例えば自営業者と被用者の問題）2) 改革が進行中のもの（例えば短時間労働者の年金適用）にわけられる。もうひとつの視点は、現行制度の枠内で解決可能か否かという視点である。

〔図表1〕 現行制度内で対応可能と思われる問題

今までの社会・経済の変化	制度への影響	対応
寿命の伸長、少子化	受給期間の延長、受給者の増大 若年層の負担増、保険料率の増大	支給開始引上げ <sup>65</sup>
経済成長	年金給付額の減価	物価スライド、賃金スライド
女性の社会進出	第3号被保険者問題、パート労働の 厚生年金適用	70万から130万円への社会保険 料賦課基準の引き上げ
離婚の増大	年金分割	

(資料) 山本 (2004a)

この現行制度の枠内で解決可能か否かという視点で問題点を考察したのが図表1および2で

<sup>64</sup> 山本(2003c)

<sup>65</sup> 支給開始年齢の引上げは、ある程度検討しておく必要があると考える。その場合、従来のような、過去分の年金も含めて根こそぎ引上げる方法の他に、過去分と将来分で異なる支給開始年齢を適用する方法も考えられる。

ある。現行の枠内でも解決可能であると思われながら解決されていない問題は、言い換えれば相当な難問であるとも言える。それは経済だけではなく、社会や文化的慣習といったものと交錯する。受給者、あるいは間もなく受給者となる者の権利を保護し、人口構成や社会経済の変化に対応する必要があるのであり、これは非常に難しい問題である。しかし、改革は必要である。わが国の年金制度を考える上で、必要とされる改革のテーマに優先順位を付けるとしたら、制度の持続性ということになる。少子高齢化は乗り越えなければならない<sup>66</sup>。

制度を持続させるためには、十分な給付と適度な負担が満たされていなければならない。加えて、制度に対する加入インセンティブ、透明性（拠出と給付の連関が緊密）も重要な要素となってくる。言い換えれば、ニーズを満たしながらの効率性の追求がわが国の年金制度改革に求められている。

【図表 2】 現行制度で対応不可能と思われる問題

今起こっている社会・経済の変化	制度への影響	対応の程度
少子高齢化の加速	被保険者数の減少	少子化対策は別制度？
労働観の変化	フリーターの国民年金未納	非正規雇用の厚生年金適用拡大

(資料) 山本(2004a)

## 2. 新制度の選択

ではどのように改めるのか。年金給付の態様にはいくつかあるがその両極端は、定額給付と所得比例給付である。年金の理念とその給付態様には大きく分けて

- ア) 年金は最低保障（基礎年金）重視
- イ) 年金は退職前所得の保障（報酬比例年金）重視
- ウ) ア) とイ) のハイブリッド

と3つに分類できる。当然のことながら、それぞれの方法には一長一短がある。ア) の場合は、定額給付 + 定額拠出の組み合わせが一般であるが、定額拠出による逆進性の問題が短所である。一方で、給付の個人単位化は容易というメリットもある。イ) の場合は報酬比例給付 + 定率拠出の組み合わせが一般であり、従前所得の一定割合を維持するものであるから、退職後の生活水準の急激な低下を抑えることが可能となる。しかし、この裏返しとして、勤労期の所得格差の持ち越しにもつながる。言い換えれば、所得の高かった者には高い水準の年金が支給され、低い所得であった者には低い水準の年金が支給される。そのため、再分配効果をどのように取り込むのか、低所得者対策の必要(最低保証的な給付の必要)という問題を抱える。一方、ウ) は報酬比例の給付乗率を屈曲させる（バンドポイント方式）方法や定額部分と報酬比例部分を持つわが国の厚生年金保険のような方法が代表的である。実際には、上記のような方法を様々な国々が取っている。

<sup>66</sup> 山本(2003a)

各国の態様は以下のようになっている。

〔図表 3〕 給付態様から見た各国の年金制度

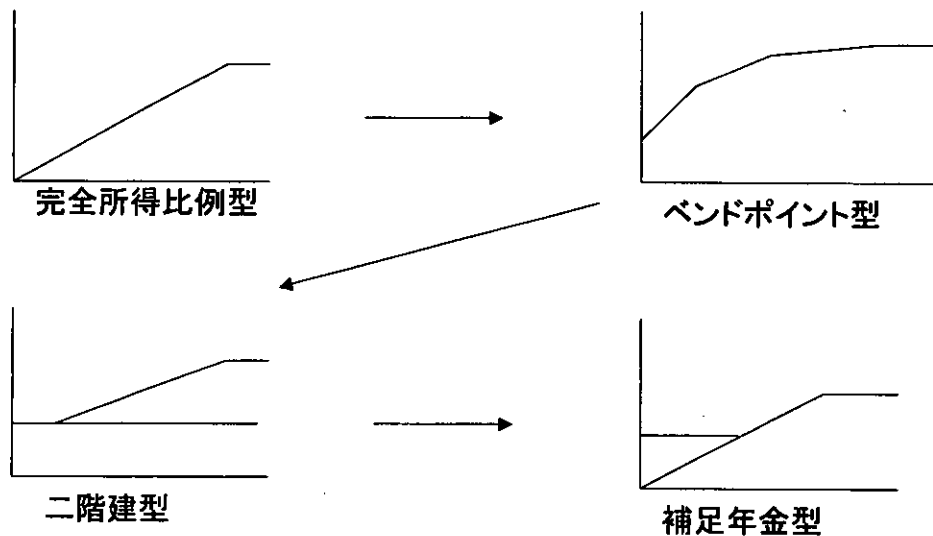
A 最低保障の国	ニュージーランド、デンマーク	給付理念ア) と緊密
B 退職前所得の保障	アメリカ <sup>67</sup> 、ドイツ、スウェーデン	給付理念イ) と緊密
C A + B の国	日本、イギリス、カナダ	給付理念ウ) と緊密

(資料) 西村 2000

現在、わが国の被用者を対象とした公的年金制度は1階部分の基礎年金と2階部分の報酬比例部分に分けられる2階建て給付である。その意味でハイブリッド型であり、給付理念AにもBにも対応しようとしている。これ以上良い制度があるのだろうか。

繰り返しになるが、所得比例型年金のメリットは、拠出と給付の関係が明瞭なことであり、デメリットは勤労期の所得格差が年金給付にも反映されることである。加入インセンティブ、制度の透明性という点では所得比例型年金は優れている。実は、所得比例型には3つの系があり、それらは1) bend-point 型の年金、2) 二階建て型、3) 最低保証付きの所得比例型である。図表4にはジニ係数からみた給付算定方式を示した。給付算定の基礎となる所得分布が統一で、かつ、2つのバンドポイントの設定方法をアメリカと同様におこない、ジニ係数の大きさを給付算定方式を比較するならば、図表4のようになる。これによれば、わが国の2階建て方式よりも補足年金型(最低保証付所得比例年金)が社会的な平等度を高めることになる<sup>68</sup>。

〔図表 4〕 ジニ係数から見た給付算定式



出所) 山本(2004b)

<sup>67</sup> アメリカの年金額計算式は、給付額 = 0.9A + 0.32B + 0.15C

A:	スライド済平均賃金の592ドルまでの分
B:	同592ドル超3,567ドルまでの分
C:	同3,567ドル超の分

(出所) 厚生労働省 Web <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/07/s0702-2a.html>

<sup>68</sup> 年金所得分配の観点からは、わが国の2階建て年金も決して悪い方法ではない。

その意味で、以下では最低保証付の所得比例年金（図表 4 では補足年金型）について考えてみる。この給付算定方法を柱とする理由はいくつかある。それらを列挙すると、

- (ア) 低所得者を除いて、拠出と給付の関係を明瞭にする
- (イ) 分配の公正上の観点と公費負担の効率性の観点から、低所得者にのみ、租税による補足給付を行なう

となる。具体的な制度のパラメーター（補足水準等）は第 5 章で論じられる。

### 3. 具体的な制度移行措置

仮に上述のような制度に改めるとしよう。この制度に移行するために必要な処置として考えられるのは以下のような点である。

1. どのタイミングで新制度を入れるか
2. 新制度はどれくらい持つ制度か
3. 旧制度から新制度への移行期間、経過措置
4. 新制度への移行方法（最低保証部分の取扱）

1 に関して言えば、受給者と被保険者の数の関係が重要である。言い換えれば、あと 10 年ほどで団塊の世代が受給世代になるが、そこまで待ってから新制度を導入する場合と、団塊の世代を旧制度+新制度で受給させるという方法を取るのかで大きく様子が変わってくるだろう。人口構造という点と社会経済的な背景をどのように見定めて制度を切り替えるかということは難しい問題である。この意味で言えば、二つの戦術を取る必要がある。まず、短期的な制度の変更は可能な限り素早く済ませて大きな改正を行うための体力を温存しながら、大きな改正の対象となる問題点と改正によって利害が対立する当事者の洗い出しをし、どのようにすれば改正のための合意形成がなされるかを見定めるといふことのみならず同時になさねばならない

例えば、今回の改正案で短時間労働者の厚生年金保険への適用が見送られたといわれるが、問題点として短時間労働者の年金水準（広い意味での女性の年金権）、同一労働、同一待遇の原則の取り扱いが提起され、それによってとくに短時間労働者の雇用数が多い小売業団体が労務コストの増加を嫌ってこれに反対しているというように利害関係者とその主張は明らかになっている。年金の理念からすれば、短時間労働者の厚生年金保険適用は望ましいわけだが、労務コスト問題に加えて、現在の不況下では適用を受ける側で最も多い家計補助としてのパート労働者は第三号被保険者としての“地位”を捨てたがらないという状況がある。言い換えれば、時機を見定め、合意形成をしなければならぬことしか“抜本的な年金改正の問題点”としては残っていないともいえよう。この場合、時間がかかることに対してのたえまぬ解決の努力は必要であるが、やれることは素早く対処してしまう必要もある。

2 に関して言えば、まず質的な考慮が必要である。長期的には就業形態で年金制度を分ける意味がなくなるであろうし、また、短時間労働者といわゆる正規雇用者に権利上の差異をもうけることもなくなるであろう。それがいつかを明言することは出来ないが、そのことを念頭に置いて制度改正を継続する必要がある。次に量的考慮でいえば、財政方式をNDCにするとか、個人勘

定分を設けるといったこと想定される。この量的な考慮は上述のような効率的な給付制度の導入時期によっても可能な領域が変わってくる。

3 に関してはどれぐらいの移行期間を設置するかという問題である<sup>69</sup>。制度変更時には、

- ① 新制度導入後に年金制度へ加入する者、
- ② 旧制度と新制度の両方に加入する者、
- ③ 新制度導入前に受給権を得ている者（旧制度の適用者）

の3パターンの受給者が想定される。この期間の長さは、どのタイミングで新制度を導入するかということと、その新制度がどれぐらいドラスティックなものかということの関数となる。分担研究者の小野氏によれば「現状の2階建て制度からの移行を考えた場合、技術的には既得権である年金を現価に換算して移行時の勘定残高に設定する方法が自然であろう」ということである。

4 の最低所得保障に関しては、①資力調査実施の是非、②資力調査の程度のあり方、③受給資格の設定方法(居住要件?・国籍?・納税実績?)、④満額の水準と減額方法、⑤他の制度との調整等、検討すべき課題が多い。この部分に租税を充てる場合、公的扶助との関係をどのように考えるかという問題が生じる。

#### 4. その他の問題<sup>70</sup>

最終的には全国民が同一の制度に加入することが望ましい。理想的にはそうだが、実行には大きな問題がある。以下、第5章では触れていないが問題となることを列挙しておく。これらの諸論点は制度の運営上の問題、制度と深く関わる問題に分けられる。まず保険料に関して運営上の問題は

1. 保険料がサラリーマンの場合は収入（控除前）、自営業者は所得（控除後）と異なっている。課税所得と保険料所得は同じで良いのか。
2. 報酬比例一本化という制度体系を想定する際、自営業者等の現在の第1号被保険者の所得把握の問題をどう解決するか。

の二つがあげられる。自営業者の所得補足については課税論の方でも問題となる。この問題は、基本的に被用者は源泉徴収であるということと対照される。クロヨンとかトウゴーサンピンとかいわれるこの問題に、いつまで手つかずのままなのであるか。具体的な方法としては、被用者も含めて確定申告にすることが考えられる。その際は、脱税には厳重な罰則（収監も含めて）を適用し、必要であるなら税務職員を増員するべきであろう。

次の問題は、年金とは何か、年金は誰のためものかということに関わる問題である。

1. 第3号被保険者の保険料負担については、短時間労働者への厚生年金の適用拡大の議論や賃金分割の議論と一緒に考える必要がある。
2. イギリス・スウェーデンとも、保険料は課税最低限の所得以上の所得がある者に賦課している(税との徴収機能の一体化によるものと考えられる)。
3. イギリスは、課税最低限度以上の所得に対してのみ保険料が賦課される(短時間労働者の就業調整等のインセンティブを除去する手段として有効)。

<sup>69</sup> スウェーデンでは30年間の移行期間をとられている。

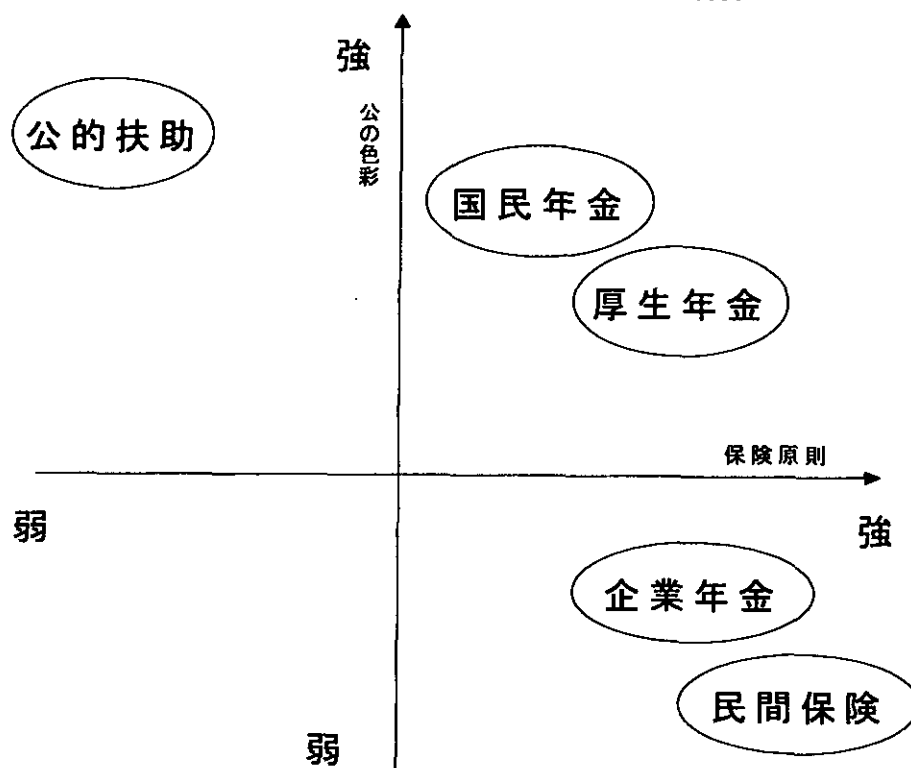
<sup>70</sup> 以下の問題点については小野研究員の指摘事項に若干の加筆や補足を施したものである。



もともとの年金は、軍人や公務員の恩給の成り立ちから見て賃金の後払いである。それが民間被用者に拡大し（国家の関与のもと）、さらに自営業者に拡大していった。この、公→民→自営業という年金制度の拡大は、一応、所得のある者に対する年金制度というくりが出来る。しかし、所得のない者あるいは所得が非常に低い者（学生や専業主婦）に対して年金を”掛ける”根拠は各々独立には存在するものの、上述の年金制度の発展過程とは一線を画す。言い換えれば、保険原理と全く関係がない者の年金をどのように取り扱うかは問題である<sup>71</sup>。このことは遺族給付や障害給付のように、保険料の拠出実績と強く関連付けることが適当でない給付と一体にして考察する必要がある。

最後に、これは年金だけの問題ではなく社会保障全体の問題であるが、公私の役割分担をどのように取っていくかという問題がある。

〔図表 5〕 公私の分担、保険原則から見た各制度



この公私の役割分担を考えた場合、個人からの視点と企業からの視点の両方が必要である。個人に関して言えば、公的年金への参加は最小限にとどめ、あとは自分で老後生計費の蓄積行なうというオプションもあり得る。実際、公的年金と私的年金の組み合わせをどうするかという考え方には、

(ア)公的年金を中心とし、私的年金は老後所得保障の補完とする考え方（スウェーデン、北欧）、

<sup>71</sup> その文脈で言えば、短時間労働者（いわゆるパート労働者）は即刻、第2号被保険者として年金に加入すべきであり、その他必要な法令の変更をすべきである。年金は長期的な視野に立って考察すべきであり、短期的な所得の変動や企業業績に左右されてはならない。

(イ)公的年金、企業年金、個人年金の3本柱によって老後の所得保障を準備するという multi-pillar の年金制度という考え方(スイス、世界銀行)、  
(ウ)公的年金はミニマムに抑え、私的年金を重視する考え方(アメリカ、イギリス)、  
がある。

一方、企業に対してはどうか。企業には社会的責任が存在する。労働者の権利が確立されていないアジアやその他の途上国における労務コストを基準として、自国の労働者の諸権利に制約を加えようとするのは社会保険制度という人類の叡智を傷つけるものではなからうか。その意味で、途上国に対して年金や医療・介護保険の制度や運営方法のノウハウを途上国にも広め、労働者の待遇が改善されるという方向で競争条件を揃えるという活動を厚生労働省もすべきではなからうか。

その意味で、イギリス・スウェーデンとも使用方法の違いはあるが、事業主負担保険料に関しては上限所得を超える部分にも賦課している(財源強化手段としては有効と考える)という事実は重い。具体的運用には事業主負担分は支払い賃金に対する一定割合として賦課すれば、職種に中立的になると考えられる。この場合、本人負担分の拠出実績が制度への加入記録となると考えればよい。

今回の研究では公的年金制度の改革に焦点を当てているが、①公的年金と私的年金の組み合わせをどうするかという議論、②医療・介護・生活保護といった制度横断的な議論も行う必要がある。例えば医療保険に関して言えば、日本人の死亡原因の多くは生活習慣病である。少なくとも減塩するだけで血圧は低下し、脳血管疾患の罹患率は低下することが分かっている。また、日本の糖尿病<sup>72</sup>患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病はひとたび発症すると治癒することはなく、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症<sup>73</sup>を引き起こし、末期には失明や透析治療(年間の医療費が300万円を超える)が必要となることがある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られている。これらの合併症は患者のQOLを著しく低下させるのみでなく、医療経済的にも大きな負担を社会に強いており、今後も社会の高齢化にしたがって増大するものと考えられている。その他、がんや循環器疾患といった生活習慣に起因する疾病の予防対策について健康日本21による取り組みがはじまっている。21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)の特長は、具体的な数値目標とその達成までの期間を定め、具体的な政策作りに対して提言を行うところにある。たとえば糖尿病に関しては、

<sup>72</sup> 糖尿病の病型は、(1)1型糖尿病、(2)2型糖尿病、(3)その他、(4)妊娠糖尿病に大別できる。糖尿病の発症要因としては、遺伝的要因と環境要因が重要であるが、特に2型では生活習慣が環境因子として重要である。日本の糖尿病の大部分をしめるものは2型糖尿病である。日本の糖尿病患者は平成9年度に行われた厚生省「糖尿病実態調査」によれば、糖尿病が強く疑われる人は690万人、可能性を否定できない人を含めると1,370万人と推計されている。1980年～90年代の疫学研究によれば2型糖尿病の新たな発症は40才～65才の一般住民1,000人・年あたり6-8人と報告されている。軽症の耐糖能異常であっても累積死亡率は健常者に比較して2倍以上である。統一した基準で行われた厚生省長期慢性疾患総合研究事業糖尿病疫学研究班の報告書に基づき、長期にわたる糖尿病有病率の推移を推計した。この試算によると、現在の増加傾向がそのまま続くと仮定した場合、10年後の糖尿病有病者は男性約520万人、女性560万人、合計1,080万人となることが予想される。

<sup>73</sup> 1998年に行われた日本透析医学会の調査によると、1998年の1年間で新規に透析導入となった患者のうち、35.7%は糖尿病性腎症が原因であり、1983年の2倍以上に増加している。また、糖尿病性網膜症により年に約3,000人が視覚障害となっている(1988 厚生省「視覚障害の疾病調査研究」)。

### ◎糖尿病危険因子の回避

- ・成人の肥満者（BMI  $\geq 25.0$ ）の減少

目標値：20～60歳代男性15%以下、40～60歳代女性20%以下

基準値：20～60歳代男性24.3%以下、40～60歳代女性25.2%以下

（平成9年国民栄養調査）

- ・日常生活における歩数の増加<sup>74</sup>

目標値：男性9,200歩、女性8,300歩

- ・その他、二次予防として検診受診者の増加や事後指導の徹底

ということが謳われている<sup>75</sup>。医療保険の場においては自己責任原則に照らした制度設計<sup>76</sup>が今後は必要となるであろう。大局的には年金・医療・介護のどこにウエイトを置くかという議論では、①年金は民間へのウエイトを高め、医療・介護は国が行う、②年金は国が行い、医療・介護は民間にゆだねる、等の選択肢が想定される

### 参考文献

- ・ 1994-1996 Advisory Council on Social Security, “Technical Panel on Trends and Issues in Retirement Savings Final Report”
- ・ <http://www.ssa.gov/history/reports/adccouncil/report/tpretsav.htm>
- ・ Daykin, Christopher D., “Approaches to Pension Reform”, International Conference of Social Security Actuaries, November 1999
- ・ Daykin, Christopher D., “Pension Reform Developments around the World”
- ・ Daykin, Christopher D., “Pension reform and funding options”, International Conference of Social Security Actuaries and Statistician, Quebec, 10-12.X. 2000
- ・ Feldstein, Martin, “Transition to a fully funded pension system: Five economic issues”, Working Paper No.6149, National Bureau of Economic Research, Cambridge, MA, 1997
- ・ Gillion, C.; Turner, J.; Bailey C.; Latulippe D. (eds), “Social security pensions: Development and reform”, Geneva, International Labor Office, 2000
- ・ Holzmann, Robert, “The world bank approach to pension reform, Social protection”, Discussion paper series No.9807, The world Bank, December 1999
- ・ International Social Security Association(ISSA), “Summary prepared for the Stockholm initiative project, The social security reform debate: In search of a new consensus”, Washington, D.C. 1998
- ・ 有森美木「先進国における社会保障年金制度への確定拠出個人勘定の導入について(1)

<sup>74</sup> 1日平均歩数で1,000歩、歩く時間で10分、歩行距離で600～700m程度の増加に相当。基準値:男性8,202歩、女性7,282歩(平成9年国民栄養調査)

<sup>75</sup> 山本(2003b)

<sup>76</sup> 疾病によって給付率を変えるということも考えられる。

- ～(5) (スウェーデン・イギリス・アメリカ・ドイツの場合・まとめ)」(年金レビュー、2002年3、5～7、9月号)
- ・ 有森美木「諸外国における給付と負担に関する議論について」(年金と経済、Vol.22 No.2、2003年)
  - ・ 中田正「年金制度改革の評価基準」(年金レビュー、2003年6月号)
  - ・ 西村淳「年金制度の基本的課題 上・下 ー国際比較を踏まえてー」(週刊社会保障、No.2106, 2107、2000年)
  - ・ 山本克也「公的年金改革のフーズビリティスタディ」(日本年金学会雑誌、vol.22、2003年 a)
  - ・ 山本克也「社会保障政策となだらかな引退」(実践的な労働政策評価のあり方、手法を求めて ー高齢者雇用就業政策を題材としてー 調査研究報告書、No.160、2003年 b)
  - ・ 山本克也「社会保障制度改革についてー公的年金を中心にー」(厚生労働省委託研究：65歳までの継続雇用が医療政策その他の社会保障政策に与える影響に関する研究、2003年 c)
  - ・ 山本克也「年金制度の評価方法の再検討」(日本年金学会誌第23号、2004年 a)
  - ・ 山本克也「年金給付算定方法の再検討」(国立社会保障・人口問題研究所「」報告書、2004年 b)